

次世代育成支援対策に関する行動計画

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員が能力を十分に発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定し実施する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目 標 1	計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上を目指す <ul style="list-style-type: none">・ 男性職員・・・1人以上取得すること・ 女性職員・・・取得率85パーセント以上とすること
-------	--

< 対 策 >

男性も育児休業が取得できることを通達で周知すると共に、取得希望者の問い合わせ相談窓口を管理部門（人事給与）とする。

目 標 2	男性が子育て目的の休暇の取得促進 <ul style="list-style-type: none">・ 配偶者出産時の特別有給休暇（7日）取得率100%を目指す
-------	---

< 対 策 >

職員に対し制度を周知すると共に、取得について職場の理解が得られる環境をつくる。

目 標 3	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施 <ul style="list-style-type: none">・ 各職場の年次有給休暇の平均消化率75%以上を目指す
-------	---

< 対 策 >

年次有給休暇取得を促進し、取得しやすい環境をつくる。

目 標 4	所定外労働の削減のための措置の実施 <ul style="list-style-type: none">・ 全職員の所定外労働時間を、1人当たり月20時間未満を目指す
-------	---

< 対 策 >

管理職を対象とした意識改革のための研修を実施する。